

社会福祉法人名張市社会福祉協議会 名張市災害ボランティアセンター運営  
委員会設置要綱

(目的)

第1条 名張市災害ボランティアセンター設置要綱第4条の規定により、名張市における大規模災害発生時の被災者の支援及び被災地の復旧・復興支援を迅速かつ効果的に行うため、名張市災害ボランティアセンター運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(活動内容)

第2条 委員会の活動内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 名張市災害ボランティアセンターの運営に関する事
- (2) 災害ボランティア活動に関する情報交換、調査研究に関する事
- (3) 災害ボランティア活動の普及、啓発に関する事
- (4) 災害ボランティアの養成に関する事
- (5) 名張市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの修正、見直しに関する事
- (6) その他、災害ボランティア活動に関して委員会が必要と認める事

(組織)

第3条 委員会は、災害ボランティア活動に関わる個人及び団体並びに機関をもって構成する。

2 名張市災害ボランティアセンター運営委員会の委員（以下「委員」という。）は、会長が委嘱し、又は任命する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会には、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、事務局長とする。
- 3 委員長は、委員会の代表として、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長が指名するものとする。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 議事の決定は、出席者の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、会議に際し、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、地域福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月7日から施行する。